

「いじめ」自殺の心理学

……「ダブルバインド」を知っていたなら……

長 田 勇

A Psychological Perspective on Suicides caused by Bullying

…… Had Everyone Known 'Double Bind' ? ……

OSADA Isamu

キーワード：ダブルバインド いじめ 自殺

はじめに

子どもの「いじめ」自殺があとを絶たない。なぜか？

現代の子どもに耐性の脆弱化傾向があるのかもしれない。私が10年ほど前に実施した調査¹⁾では、過去の子ども世代に比べ、現代の子ども世代(小中高世代)は友人関係にかなりナーバスになっていて、自律性(「自分は自分だ」という精神性)が弱くなっている傾向が見られている。これは耐性の弱化につながることだ。ただし、この点については、まだ仮説的な見解であり、より詳細な検証が必要である(別途、研究中)。

私がここで問うのは、子ども自身のことではない。子どもの自殺を周囲のおとなたちがなぜ防げなかったのか、ということだ。

子どもがいじめられて次々と自殺する。死を決意する心の惨苦はだれでも容易に想像がつくように見える。ほんとうか？ 苛烈ないじめを受けつづける子の心理状況が社会的に広く的確に認識されているとはいえない。おとなたちみながそれを的確に認識しているなら、適切な対応がなされるはずだから、子どもは死にいくことはない。

20年近く前、私は、「ダブルバインド」という概念で「いじめ」の構造を論じた²⁾。いじめられている子がまさににっちもさっちもいかない状

況に追い込まれたときの心理状態を「ダブルバインド」という。その状態を長引かせてはいけない。逃がしてあげることだ。周囲のおとなたちがそのことさえわかっていたら、苦悩する子に逃げ道を与えることができる。逃げ道の保証こそが自殺を防ぐ方法である。みな「ダブルバインド」を知っていたら、子どもは死なないで済む。

「いじめ」論議が社会的に白熱したのは、最近の大津いじめ事件³⁾で三度目である。最初は、いわき市事件や中野事件⁴⁾を中心とした80年代半ばであり、二度目は、山形マット事件⁵⁾や西尾市事件⁶⁾などにかかわる90年代前半のことである。本稿は、その最初の「いわき市事件」(1985年)を主な分析対象にして論を進める。

I ダブルバインド(二重の拘束)

「ダブルバインド」とは、精神病理学者 G. ベイトソンが開発した概念である。彼は、統合失調症(旧称：精神分裂病)の要因論としてこの概念を用いていて、たとえばつぎの例を挙げる⁷⁾。

精神分裂病患者とその母親との間で起きたあるひとつの出来事を分析すると、ダブルバインド状況がはっきりと浮き彫りにされる。強度の分裂病発作事件からかなり回復した若者のところへ、母親が見舞いに来た。喜んだ若者は

思わず母親の肩を抱いたが、すると母親は身体をこわばらせた。彼が手を引っ込めると、彼女は「もう私のことが好きじゃないの？」と尋ね、息子が顔を赤らめるのを見て「そんなにまごついちゃいけないわ。自分の気持ちを恐れることなんかないのよ」と語って聞かせたのである。患者はほんの数分しか母親と一緒にいることができず、(その後、病状が悪化した……長田注)。

息子が母親の肩を抱く。母の体はそれを拒絶する。だから、息子は母から離れる。ところが、離れると、母は「もう好きじゃないの」「まごついちゃいけない」と非難する。しかし、息子は、抱こうとすると母の体が拒絶することを知っているから、抱けない。抱かないと非難され、抱けば拒絶される。にっちもさっちもいかない「ダブルバインド」の状況になった。

ベイトソンによれば、「ダブルバインド」状況とはつぎの二要素を中核とする⁸⁾。

①「もし何々のことをしなければ、あなたを罰する」などの「第一次の禁止命令」。「罰」とは、「愛情が示されなくなる、見捨てられる、憎悪か怒りのことばが浴びせられる」などのことをいう。被害者を「犠牲者」と呼ぶ。

②「より抽象的なレベルで第一次の禁止命令と衝突する第二次的な禁止命令」。①の命令者と同一人であれば、「私の禁止命令におとなしく従ってはならない」などの命令。別人であれば、「(①の)禁止命令をより抽象的なレベルで否定する」こと(たとえば、「あの人のいうことに従ってはいけない」などの命令)。「声の調子、ポーズ」という非言語的手段によって伝えられることがある。

整理が必要である。

いまの「母親と息子」の例の場合、時系列でいえば、息子がハグすると母の体が拒絶したという時点において、第一次の禁止命令は「ハグするな」ということになる。これは、第二次の特性で

あるはずの「非言語的手段」によって伝えられた命令ではないか。

また、「好きじゃないの」「自分の気持ちを恐れるな」などの非難は、手を引っ込めた息子の行動を批評する地点から発せられているので、たしかに「より抽象的なレベル」(つまり、メタメッセージ性がある)とはいえるが、第一次と逆転させても同じことがいえるのではないか。時系列を無視すると、まごまごしている息子に伝えた「自分の気持ちを恐れるな(ハグしなさい)」が第一次で、ハグすると母の体の反応が「実はハグはがまんがならない」というメタメッセージを第二次的に非言語的手段で伝えている、ともいえてくる。

つまり、第二次に特有であるという「非言語的手段」「より抽象的なレベル」の二点は、このままでは混乱が起きかねないのである。だから、修正が必要である。第一に、「非言語的手段」は第一次でも第二次でもありえることとし、第二に、「より抽象的」のほうは必要十分条件とはしない(「互いに矛盾する命令」だけで十分である)、という内容での修正である。したがって、私は、「ダブルバインド」をつぎのように定義する。

A「これこれのことをしてはダメ。さもないと、罰する」

B「これこれのことをしないとダメ。さもないと、罰する」

上のABのような互いに矛盾する命令を同一人(または、別々の人)から受け、どちらにも拘束される、という状態を「ダブルバインド」という。

注① ここでいう「罰」とは、広い意味で、心身にダメージを与えること(不快の状態に陥らせること)を指す。

② ABともに、ことばによる命令とはかぎらない。ポーズ、声の調子なども含む。

③「拘束される」とは、二つの命令に圧力を感じて、どちらにも従わなくてはならないと思う心理的状态をいう。「圧力」なんかははねのけてしまう、という強靱な精神をもつ人には「拘束」感は起きない。

こう定義すると見晴らしがよくなり、精神疾患だけではなく、広く多方面に応用が効いてくる。

たとえば、どこかの父親が高一の娘に「大学受験は甘くはない。いまから受験勉強に全力を注げ」(A) といい、その母親のほうは「いまは人間の基盤を作るときだ。勉強よりも部活に全力を注げ」(B) といったとする。それがしばしば繰り返され、そのいずれにも反すると、娘は父親と母親から叱られるとしよう。ありえなくもない話だ。

たいていの子どもは、自分の考えに見合うほうを選択し、一方の親から叱られても「父（または、母）がそういったんだ」と片方を味方にして、自分の自我を守る。あるいは、AB どちらも聞き流すか、両方に従っている振りをするか、それとも、父と母に「親の方針は統一してくれ」と要求する。どれにしても、同時に両方に拘束されてはいないので、「ダブル バインド」状態になることはない。自分を守る方法がわかっているか、両方の不一致を指摘できる精神状態にあれば、二つの命令にむやみに拘束されることはないのである。しかし、二つの命令のどちらにもまともに従おうとすると、そうはいかなくなる。

いまの例でいえば、娘の自律心の弱さと叱責の度合いによっては、娘は父母の叱責に怖さを感じる。心へのダメージは強い。したがって、どちらの命令に反することもできなくなる。つまり、身動きが取れなくなってしまう。これが「ダブル バインド」である。

またたとえば、つぎの実際例がある。

大田区「いじめ」自殺事件⁹⁾

東京都大田区で、中学二年の少女がいじめを強制され、マンション十階から飛び降り自殺をした。残されたノートには、……「私はA子とB子に子分になるように言われた。逆らえなかった。二人にある子がいじめられるように言われたが、私にはできない。こういうことをなくしてほしい」などのことが書かれていた。

この例では、矛盾する二つの命令が明快になっているわけではない。しかし、少女自身は自らに「いじめてはいけない」という命令を発信しているはずである。A子たちの命令に従っていないからである。したがって、この場合の構図はつぎのようになる。

A子たち「あの子をいじめろ」→ いじめなければ、A子たちに非難される

自分自身「いじめろな」→ いじめると、あの子との関係が悪化する（あるいは、社会的に自分が非難される）

「いじめると、あの子との関係が悪化する」は、必然の帰結で、容易に想像がつく。「関係の悪化」は本人の心にダメージを与える。そう予感すれば、いじめろことはできない。しかし、いじめないと、A子たちから非難を浴びることは明白である。

一つ、断っておく。私は、自分が自分に対して命令することも、「ダブル バインド」の成立要件とみなしている。もう一方の命令に対するアンチテーゼの意味を帯びた命令で、それを自ら自分に対して発する、というのもありうることだ。「どうしても、あの命令に従うことはできない」と思うこと自体、自分の中で行動規範化して作用する良識による命令（あるいは、G. H. ミードのいう「一般化された他者」¹⁰⁾からの命令）が働いているのである。

ただし、そういう状態がただちに「ダブル バインド」につながるわけではない。「あの命令に従うことはできない」なら、従わなければいいだけのことだ。非難を受けても、はねのければいい。逆にいえば、非難に怖さを感じて、はねのけることができない精神傾向性がある場合は、自分の良識による命令との両方に拘束されてしまい、「ダブル バインド」状態になる、ということである。

Ⅱ 「いじめ」の構造

いわき市で起きた「いじめ」自殺事件を分析する。

1 いわき市「いじめ」自殺事件の概要（福島地裁いわき支部 1990.12.26 判決の要約¹¹⁾）

1985年9月25日、福島県いわき市の中学三年生二郎君（仮名）が同市山林内の農具小屋で首を吊って自殺した。中一からずっと同級である春夫（仮名）のいじめが二郎の自殺の主たる原因、というべきである。

春夫は、二郎に対し、一年生時から自分の子分のように支配的に振る舞い、殴ったり蹴ったり、暴力を振るったり、金銭強要もしていた。二、三年生時には、1,500円、2,500円、3,000円、5,000円、10,000円を度重ねて強要し、脅し取ったり、他の生徒から集めるよう命令したり、二郎が金銭を渡せない強度の暴力を加える、などのことをくりかえした。その間、二郎は、学校へ納入すべき給食費や諸会費を使い込んで金を工面するなどしていたが、それが学校や家族にわかると、以後は祖母が納入金を直接学校に持参するようになった。

二郎は、春夫の暴力を恐れ、学校を早退したり抜け出したり、あるいは教師や家族に言いつけたりしたが、それらが春夫に知れると、春夫の暴力は一段と激しくなった。また、春夫の暴力は、二郎が金銭を渡せなかったり、春夫の命令を聞かなかったときのほか、なんらの理由もなく単に遊びや憂さ晴らしでなすことも多かった。

三年生の4月、教室内の他の生徒や教師の前で、二郎の顔にマジックインクでいたざら書きをし、二郎は黙ってなされるままになっていた。7月、学校の理科室で掃除時間中、「二郎がかけてもいいと言った」として、試験管に入った水酸化ナトリウム水溶液を二郎の背中に流し込み、二郎の背中全体が赤くなる火傷を負わせた。7月から9月まで、約十回にわたり雑草を無理に食べさせ

たりタバコをたて続けに吸わせたりして、嘔吐させていた。

9月4日（自殺の約二十日前）、技術の授業時間中、春夫は、二郎に対し、パンとジュースを買ってくるよう命令したが、二郎が断ったため、腹を立て、先端のビニールをはぎ取って金属の導線を丸めて固めたビニールコードで二郎を殴打しようとした。すると、二郎は、床に正座し、頭を下げながら、「これで春夫と縁が切れるのなら何をしてもいいです」と繰り返し春夫に訴えた。しかし、春夫は、さらに憤激し、そのコードの先端で二郎の頭を一回強く殴り、ついで腕や手の甲あたりを三回くらい殴った。見かねた同級生が制止したため、春夫は暴行を中止した。

9月16日に20,000円、19日にさらに20,000円を春夫は二郎に強要した。いずれも二郎が「忘れた」と言ったので、春夫は二郎の顔面を二三回くらい殴った。二郎は、20日までに他の生徒から集めるなどして16,800円を作り春夫に渡したが、春夫は19日分の20,000円も持参するよう命じた。二郎は、その日の午後5,000円を作って渡したが、春夫は不足分の持参を命じた。

9月21日、二郎は、二年生の教室で現金を物色中、A教諭に見つかった。その際、春夫から20,000円を強要されていたことをA教諭に告げた。その日の夕方、二郎は友だちから「A教諭に二郎が告げ口したことで春夫が腹を立て、『火曜日（24日のこと—22,23日は連休）、ヤキを入れてやる』ともらしていた」と聞く。また、23日夜、A教諭が二郎の母親に「24日朝に学校に来てもらいたい」と連絡したことを二郎は知る。

学校側は、二郎と春夫を「仲良しグループ」と見ていた。早退、抜けだし、喫煙、盗み、給食費使い込みなどの二郎の行動は学校側からすれば「説諭・説教」の対象であり、春夫の「いじめ」を二郎が教師に訴えても、学校側は春夫に一時的な注意指導を繰り返すばかりであった。たとえば、A教諭は、二郎が現金を教室で物色せざるをえなくなった事情を知ったあと、春夫に金銭強要の事由をたずねた際、春夫に「冗談で言った」と弁解

されると「冗談にしろ、言って良いことと悪いことがある。今後このようなことは絶対しないように」と指導して、春夫を帰している。

家族は、二郎が春夫にいじめられていることを知っており、学校にも伝えてはいたが、むしろ、二郎を叱咤するほうが強かった。父母よりも、祖母と兄が二郎に強圧的であり、学校を休むことも早退もけっして許さず、とくに兄は、自分とは対照的なまでに弱い性格の持ち主である二郎の心情を二郎の立場に立って理解してやるといった姿勢に欠け、ひたすら「しっかりしろ」などと叱咤するばかりで、そのために二郎を怖れさせていた。

24日朝、二郎は、学校の門前から姿を消し、自宅にも帰らず、翌25日午後7時頃、自殺した。

四点、つけ加えておく（④以外は判決文より）。

① 教師たちは何もしていなかった、というわけではない。金銭強要がわかるたびに、春夫に「二郎の立場になって考えるように」などと指導していた。「今度やったら施設に送る」とも伝えている。春夫の家族にも事実関係を伝えており、母親は「注意します」と答えている。

② 二郎は「性格的におとなしく従順で、自主性に乏しく、意志が弱いところがあるとみられていた生徒」である、という。

③ 判決は、二郎自身の責任と家族の責任を重視し、学校側（いわき市）の責任は三割とした（結局、遺族側に1,100万円ほどの損害賠償を認め、その支払いを学校側に命じた）。

④ 春夫側もはじめは被告となっていたが、裁判所の和解が成立し、被告から外れることになった¹²⁾。

2 「いじめ」の苦悩

人の悩み（ストレス）は、つねに、他者関係の問題として頭の中に現れる。たとえば、自分の性格の悩みは、他者とのコミュニケーションの不都合さを意識したときに現れることがらであるし、容貌の悩みは、他者の目との相関の問題である。

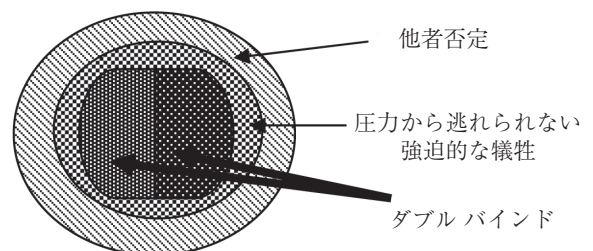
しかし、＜悩み＞という心理的抑圧の問題として現れるときの「他者関係性」のメカニズムは、そう軽々に一括的に引括れるものではない。とくに「いじめ」の場合は複雑である。三局面一体の構造をなしている。それを上の「いわき市」事件を例にしてつぎに示す（第三局面については、Ⅲで述べる）。

(1) 第一局面の「ダブル バインド」

二郎が悩むのは、第一局面としては、他者春夫との交流関係のすべてが春夫の属性としての攻撃性（金銭強要、暴力など）に自分が捕捉された状態にある、ということについてである。自分の側に自己否定すべき問題点があるのではなく、他者の側の属性こそが否定されるべきことがらなのだ。したがって、この＜悩み＞は、本質的には「他者否定」の意味をなし、現象的には「他者の圧力から逃れられない強迫的な犠牲」の心的状態にある、という二層構造をなす。

ところが、「いじめ」の＜悩み＞の深刻さは、その二層構造内部の「強迫的な犠牲」という心的状態それ自体の内部がさらに二面的になっている点にある。どういうことか？ 互いに衝突しあう内容なのに、どちらの面にも拘束されて逃げ道がない「ダブル バインド」性（二重拘束性）を帯びている、ということだ。これこそが「いじめ」の第一局面の核心で、＜悩み＞の重心もここにある（図1参照）。具体的にはどういうことか？

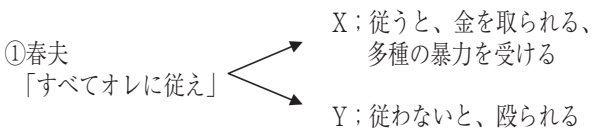
図1



春夫は、二郎に金銭をたびたび強要し、二郎がもってこないと二郎を殴る。したがって、春夫の命令「金をもってこい」は、「さもなければ、暴力によって罰する」に連動していることになり、二郎から見ると「服従すれば、暴力から解放される」という意味に映る。だから、二郎は、金をなんとか工面して春夫に渡す。

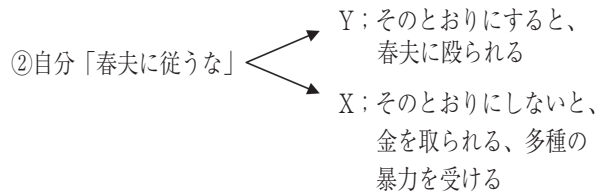
ところが、金を渡しても一向に解放されないことをすぐを知る。水酸化ナトリウム水溶液を背中に流し込まれたり、雑草を食わせられたりと、春夫の暴力は止まない。つまり、服従しても処罰されるのである。正確に言えば、服従すること自体が「支配-服従」関係を強化し、暴力関係を増殖するのである。したがって、春夫の命令は、もっと広く、「オレにすべて従え」という意味をなす。

この時点で、すでに「ダブル バインド」的である。アンチテーゼとなる別の命令はまだ明白になっていないが、図示すると、こうなる。

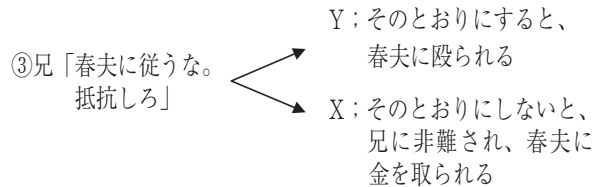


従うと金を取られるなどのことは自分のダメージとなり、従わないと殴られるのもダメージとなる。従っても従わなくても、どっちに転んでも苦痛は免れえない。これが度重なると、二郎の中に「春夫に従ってはいけない」という命令規範が芽生えてくる。たびたび学校から抜け出したように、また、のちに勇気を振り絞って春夫に抵抗を試みたように（この点は後述）、「従うからダメなんだ。従うな」という観念は二郎の頭の中にあっただけである。

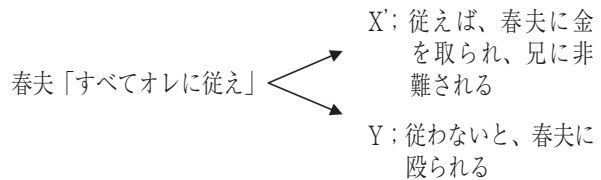
しかし、自分の命令どおりに春夫に従わないと、結局は春夫に殴られる。自分の命令に従わずに春夫のいいなりになると、結局は金を取られるなどの苦痛を背負い込むことになる。図示すると、こうなる。



これに加えて、二郎の兄の命令がある。「しっかりしろ」というメッセージは「春夫に従うな。抵抗しろ」という意味をなす。つまり、上の②と同じことである。



これで①と②③との二通りの矛盾する命令が出揃った。しかし、これは、①の「命令-罰」系統にすべて収斂されることだ。つぎのように示せば、明快になる。



自律性が弱いと見られる二郎にとっては、まさに「ダブル バインド」である。これは、二者択一に窮したときのジレンマ状況と似たように見えるが、まるでちがう。

ジレンマというのは、情報不足から生じることがたいていである。たとえば、高校に進学したいが、家にはお金がないし、中卒で就職すると、学歴上で将来の不利は免れえないし、高校卒が基礎資格になるほとんどの技術系免許等もなくなる、という立場に立たされる者はいるだろう。そのジレンマの場合、給付制の奨学金制度や就職しながら昼間の高校に通学できる企業等があることなどの情報があれば、ジレンマは解消されることになる。他の場合でも、ジレンマであれば、どちらかを捨てるか中間を取るかでいい。

ところが、「ダブル バインド」となると、二者択一の状況ではないのだ。二者のどちらを採っても論理必然的に罰は回避しえない構造になっているのだから、それを回避しようとするれば、この状況から完璧に逃避するか、頭がパニック状態になって一歩も動かなくなるか、このいずれしか選択の余地はないのである。

だから、前に触れたように、二郎は春夫の前から逃げている。しかし、周囲の者が逃げを許さなかった。

(2) 第二局面の「ダブル バインド」バインド

ベイトソンは、戦術の中核的要素に加えて、「犠牲者が現場から逃れるのを禁ずる第三次的な禁止命令」¹³⁾を付加的に指摘する。「純粋な禁止とは言えないある種のたくらみによって、現場から逃げることができなくなるという事態」¹⁴⁾(たとえば、「気紛れに愛情を約束してみせる」こと)を想定しているにすぎないので、指摘も付加的になる。

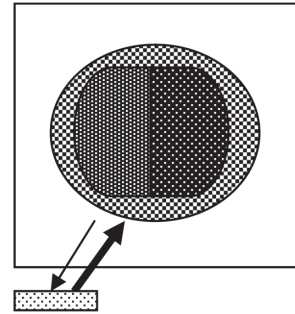
ところが、「いじめ」の場合は、この「第三次」が別人によってなされ、それが「ダブル バインド」状況に「犠牲者」を閉じ込めてしまう働きをなす。＜悩み＞をさらに深刻にする。

重ねていうと、二郎は早退等によって春夫から何度も逃げてみた。しかし、教師たちはふたりを「仲良しグループ」と誤認していて、二郎を連れ戻して「早退等」についての指導説諭を重ねた。つまり、教師側からすると、二郎の「逃げ」は「学校からの逃げ」として見えているのである。きちんと目を向けていれば「いじめを逃れるために早退する等の逃避的行動をなしていた状況」を「推認できる状態であった」¹⁵⁾はずなのに、である。

したがって、二郎は、教師の「説諭」の圧力で学校空間に閉じ込められ、春夫との関係の継続を余儀なくされることになる。この点は家族も同じであって、父母よりも圧力的な祖母と兄の説教によって、「学校からの逃げ」は封鎖された。(1)の第一局面にあった兄の命令③は、「ダブル バインド」自体を構成しながらも、「ダブル バインド」

状況に閉じ込める「ダブル バインド」バインド」性も帯びていたのである(図2)。これで、二郎は完全に行き詰まる。

図2



逃げの封鎖：
「ダブル バインド」バインド

Ⅲ 「いじめ」自殺の防止

自分の「学校からの逃げ」は否定されるべきことではない。むしろ、「逃げ」を封鎖した教師や家族の側こそ自己否定されるべきことである。しかし、現実には、自らが「ダブル バインド」バインド」に拘束されて悩む。それが、春夫との「ダブル バインド」関係の＜悩み＞と連鎖する。＜悩み＞の総体は巨大化する。春夫が何かの力でいい方向に変化するということはまるで期待しえないので、もはや、つぎのどれかの決断が切迫する事態となった。

- ① この状況をがまんする(あと半年だ)。
- ② 春夫との関係を物理的に遮断する。
- ③ 自分自身が変身する。

(1) 第三局面の「ダブル ストレス」

二郎の自殺は中三の9月下旬である。中学卒業まであと半年だ。それが過ぎれば、春夫との関係は切れる。上の①「この状況をがまんする」は選択できないのか？

ムリである。毎日がにっちもさっちもいかない状況なのだ。神経を癒す場のない極限的な日常空間では、あと何ヵ月あるかなんて計算できる心理

的余裕はまるでない。しかも、強要される金銭が20,000円にもなると、渡すのが不可能な額なので、ずっと殴られつづけるという「死に等しい恐怖」が待っているだけだ。

②はどうか？ 転校、転居などによって春夫との共通空間から物理的に離脱できればいいが、家族の協力は得られるはずもない。学校を休むことも、祖母や兄の圧力で不可能にされている。家出も選択肢にはあろうが、精神的に弱い子どもではできぬ相談だ。

したがって、②の筋で＜悩み＞を解消するには、春夫を殺す以外にない（現実にはそうした復讐事件¹⁶⁾が発生している）。自分の＜悩み＞は他者という外力のせいだ、と徹底的に意識するかぎり、その他者の物理的な抹消しかない。それができぬなら、外力が自分に自然と及ばなくなる関係にすればいい。③の「変身」を実現して、相手がおいそれとは手出しできぬようにするのだ。

「性格的におとなしく従順で、意志が弱い」という二郎は、一度、その自分自身と決別することを試みている。再度、引用する。

技術の授業時間中、（春夫の命令に対して）二郎が断ったため、（春夫は）腹を立て、先端のビニールをはぎ取って金属の導線の先端を丸めたビニールコードで二郎を殴打しようとした。すると、二郎は、床に正座し、頭を下げながら、「これで春夫と縁が切れるなら何をしてもいいです」と繰り返し春夫に訴えた。

弱い自分を強くしたいと思う男の子なら、空手などの格闘技を習おうと思うだろう。しかし、上達するまで時間がかかりすぎる。二郎は、一日にして変身することを選択したのである。

「床に正座して、頭を下げながら」暴力に耐えようとするのは、二郎が自分自身に課した一種のイニシエーションである。これが通過できれば、暴力への耐性ができ、＜支配－服従＞の呪縛が解ける。ふたたび殴られても、もはや「服従」の意識はない。これまでほど怖くもない。「縁が切れ

るなら何をしてもいい」とは、「不服従」宣言なのであり、同時に、「弱い」自分と決別する「変身」宣言でもあるのだ。

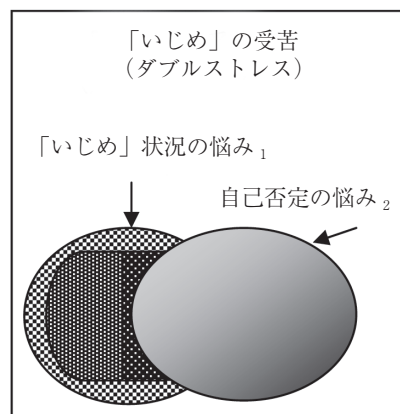
しかし、その選択は、すでに巨大化していた＜悩み＞の総体にもう一つの＜悩み＞を加えていたことになる。

二郎の兄は、二郎が春夫にいじめられていることを知っていた。しかし、「ひたすら『しっかりしろ』などと叱咤するばかりで、そのために二郎を怖れさせていた」。「怖れ」を感じず兄の「叱咤」は、「ダブル バインド」バインド状況に二郎を追い込む作用以外に、つぎのことにも働く。

第一、第二局面の総体としての、「いじめ」状況に幾重にも拘束された＜悩み＞は、本質的には「他者否定」であり、現象的には、拘束から逃れられない「犠牲者」的な心的状態として現れた。ところが、巨大化したその＜悩み₁＞の根源が自分の内部の「弱い性格」にあるのだと目を転換していくと、「自己否定」としての＜悩み₂＞も表面化してくる。春夫との不適応関係の要因が自分の「弱さ」にもあるとはすでにある程度は見えていたであろうが、兄の「叱咤」はその＜悩み₂＞を増幅する。

つまり、「いじめ」の受苦が「二重の悩み」（いわば「ダブル ストレス」）の形で二面化して膨れあがってくる（図3）。これが第三局面である。

図3



しかし、〈悩み₁〉の全面的な解消は自分の「変身」によるのみ、という方向を選択するなら、とうぜん〈悩み₂〉のほうに比重はぐんとかかる。自分の「弱さ」を消去・抹殺して自らが肯定できる状態にどう変換されるかが抜き差しならぬ課題となる。

二郎は、この課題を「一回きりの忍従」というイニシエーションによって一挙に解決しようとしたのだろう。それほどに切迫していたにちがいない。ところが、イニシエーションは「同級生の制止」で中途半端に終わった。「不服従」と「変身」の二重の宣言も重みが失せた。翌日、学校を早退。その後、金銭強要、暴力の再開。E. S. シュナイドマンのことはばでいえば、「最終的なエグレスション（逃亡）」¹⁷⁾が目前である。

自分のある側面の「自己否定」が「変身」の可能性という意識を並行させているなら、人は死なない。「観念的否定」の状態でとどまる。いわゆる「自己嫌悪」とはこのことだ。ところが、「変身」の可能性が閉じられた意識状態になると、「自己否定」に意識が一点集中的に糊着し、「否定」対象の〈ある側面〉が自己存在にとって全面化してくる。他にいい面があるはずだが、そういう面に意識は届かなくなる。

そういう意識を引きずっていく姿の行く先に恐怖したとき、存在自体の「拒否」観念へと進む。たぶん、その「拒否」観念が「存在の全面的な否定」としての物理的な自己抹消（自殺）に作動する。「状況を一挙に、そして永遠に変更」¹⁸⁾するために、「自己の意識を停止させる」¹⁹⁾（シュナイドマン）。そして、二郎は自殺した。

(2) 「ダブル バインド」を知っていたなら

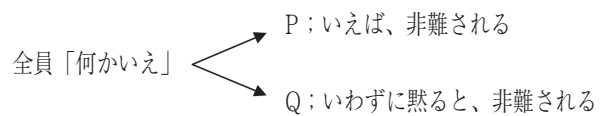
つぎの事例がある²⁰⁾。

関西のある中学校で、スポーツクラブに所属する少女が、七人のクラブ仲間から十日間にわたって、連日執拗ないじめを受けた。少女は逃げ場のないところへ追いつめられたすえに、手首を切って自殺を企てたが、未遂に終わった。

……いじめの光景は以下のようなものであった。

一人がAに何か言う。全員「そやそや」/ Aが反論する。全員「チガウ、チガウ」/ Aが何か言う。全員「ウソばかり」/ Aが弁解する。全員「開き直って……」/ A、沈黙。全員で唱和「しんきくさい、ウジウジしてんねん」/ A「クラブやめます」。全員「逃げるのか」/ A、助けを求めようとする。全員「チクったのか」(斜線/は、原文では改行されている位置を示す)

何かいえば非難され、黙れば非難される。加えて、逃げも封鎖される。命令が明確にあるわけではないが、全員の対応に命令性が見える。



これも「ダブル バインド」である。とにかく、この場から逃亡することだ。逃げればいい。少女自身が「ダブル バインド」を知っていたなら、逃げることこそが自分を救う道であることは意識しえたであろう。自殺（未遂）に走らず、学校を休めばいいのだ。

学校と自分の命とを比べたら、命のほうを選択するに決まっているではないか。学校を捨てよ。学校なんて、いまから百数十年前にできあがった機関であるにすぎない。人類史上から見れば、長い間、人間は学校の存在しない文化の中で生きていたのである。

二郎の場合も、周囲にいるおとな（とくに家族と教師）が「いじめ」の惨苦の根源が「ダブル バインド」にあることを知っていたなら、二郎を死なせないで済んだはずだ。前述の②「春夫との関係を物理的に遮断する」という方法が可能であったからだ。

祖母らは教師たちに「いじめ」の事実を訴えている。したがって、教師たちはそれを認識してい

る。だから、春夫を指導する。しかし、その指導はまったく効果がない。春夫は変わらない。したがって、教師たちが「ダブル バインド」を知っていたなら、二人の関係を遮断する方法を採る以外になかったはずである。

第一に、春夫に学校への出席停止を命じることはできる。学校教育法第 35 条（小学校）にこうある²¹⁾。「市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為（二以下略）。同第 49 条で、これを「中学校に準用する」とある。春夫の「いじめ」は「他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」にほかならないのだから、学校長はこれを決断すればいい。

第二に、家族および教師たちは、二郎の「学校からの逃げ」を認めてやり、しばらくの間は二郎を欠席させることはできる。転校させることもできる。

「転校させても、転校先でまたいじめられることもありうる。だから、本人が強くなるのが先決事項だ」という反論はよく聞く。まちがいだ。「ダブル バインド」という心理状態に目を向ければ、加害者との関係を物理的に遮断することこそが優先されなければいけない。「いま」の問題である。転校先の「将来」の問題ではない。いまただちに「ダブル バインド」の呪縛から解放させることが自殺を防ぐ唯一の対応策である。

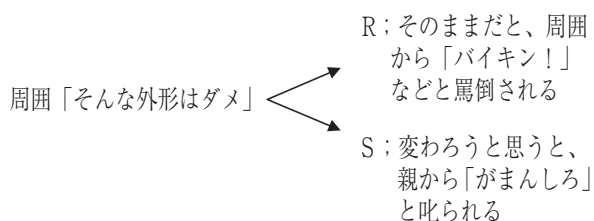
精神的に弱い子どもに「もっと強くなれ」とだれもいってはいけな。弱い状態をそのまま受け入れてやるのが肝心である。それが“子どもを守る”ということである。

「いじめ」にもいろいろなパターンはあるが、その本質は「ダブル バインド」にある。

たとえば、「バイキン!」「きたない!」「触るな!」などと罵倒しつづけるパターンがよくある。

一見すると、どこにも命令性はないようだが、命令は奥底に潜む。

本人の現在の外形を否定して周囲が「バイキン!」などというのだから、「そんな外形はダメ。このままでは罵倒する」という命令的なメッセージが隠れている。一方、本人の現在の外形は家庭の何らかの経済事情によるはずだから、親には「がまんしろ」といわれるにちがいない（かりに本人が周囲から文句のいわれないような外形にすぐに変化したとすると、それもまたあらたな非難の標的になることは必定である）。本人が弱い性格なら、これも「ダブル バインド」になる。図示すれば、つぎのとおり。



この場合も、罵倒される現場から逃げればいいのか。「いじめ」の本質が「ダブル バインド」にあることを親も教師も知っていたなら、しばらくは学校を休ませることだ。

本人は、休んでいる間に、心を癒し、日常生活の設計を立て直す。親は、変わらぬ経済事情の中ではあるが、「バイキン!」などと罵倒されないような外形（たとえば、清潔な格好）に少しでも近づかせてやることだ。教師は、本人がなぜ学校を休んでいるのかを生徒たちにきちんと説明すればいい。

みな「ダブル バインド」を知っていたなら、状況は変わっていたにちがいない。

なお、本稿では、学校でなぜ「いじめ」が発生するかについては論じなかった。この点については拙論「子ども・生徒論 (1) —子どもと学校空間—」(愛知大学教育判例研究会他編『教育裁判判例研究 現代日本の教育実践』亜紀書房 1995 年)を参照されたい。

注

- 1) 長田単独調査「『少年の世界』……その世代間比較調査……」2003年
詳細については、長田 勇、遠藤 忠「世代間比較調査『少年の世界』：友人関係意識の現状と学校教育の課題」宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要 2007 p.67-p.76 を参照されたい。
- 2) 「子ども・生徒論 (1) ——子どもと学校空間——」：愛知大学教育判例研究会、他編『教育裁判判例研究 現代日本の教育実践』亜紀書房 1995 所収論文
- 3) 大津いじめ事件……2011年10月、滋賀県大津市の中学2年生がいじめを苦に自宅マンションから飛び降り自殺した事件。この事件では、滋賀県警が加害生徒を暴行などの容疑で書類送検している。
- 4) 中野富士見中事件……1986年（昭和61年）に東京都中野区で起きた男子中学生の自殺事件。「葬式ごっこ事件」とも言われ、学級担任がいじめに加担したことで社会的な問題となった。
- 5) 山形マット死事件……1993年（平成5年）1月、山形県新庄市の中学校1年生の男子生徒が、同中学校の体育館用具室内で遺体となって発見された事件。生徒の遺体は、マットに巻かれて縦に置かれ、逆さの状態が入っており、死因は窒息死であった。山形県警は、死亡した生徒をいじめていた当時14歳の上級生3人を逮捕し、当時13歳の同級生4人を補導。その後の裁判では紆余曲折があり、詳細は調べられない。
- 6) 西尾市大河内君事件……1994年（平成6年）11月、愛知県西尾市の中学校2年の男子生徒が自宅裏の木で首を吊って死んでいるのが発見され、自室の机から「いじめられてお金をとられた」という内容の遺書が見つかった事件。主犯格の4人は、小学6年生の頃から自殺した生徒に暴行を加え、金を要求していたことを認め、恐喝容疑で書類送検された。
- 7) G. ベイトソン（佐藤他訳）『精神の生態学（上）』思索社 p.314～p.315
- 8) 同上、p.301～p.302
- 9) 赤坂憲雄『排除の現象学』筑摩書房 p.17
- 10) G. H. ミード『精神・自我・社会』（稲葉道三千男他訳 青木書店）を参照されたい。
- 11) 「判例時報」1372号（p.27～p.44）の要約。
- 12) 二郎側の弁護士に私が直接取材した際の話より。
- 13) ベイトソン、前掲書、p.302
- 14) 同上
- 15) 前掲「判例時報」p.40
- 16) たとえば、大阪の高校生の「いじめ復讐殺人事件」がある（朝日新聞1984, 11, 12）。
- 17) E. S. シュナイドマン『自殺とは何か』（白井徳満他訳）誠信書房 p.215
- 18) 同上、p.215
- 19) 同上、p.266
- 20) 赤坂、前掲書、p.22
- 21) 学校教育法については文科省ホームページ等を参照されたい。

長田 勇（埼玉東萌短期大学教授）